



せんびよちゃん

市川市明るい選挙シンボルキャラクター

2013年(平成25年) 7月4日(木) 選挙特別号

広報いちかわは新聞折り込みでお届けするほか、市内各駅の広報スタンドと公共施設で配布しています。入手困難な方で自宅への配布をご希望の場合は、広報広聴課へお問い合わせください。

## 投票日は7月21日(日)午前7時～午後8時

# 参議院議員通常選挙

投票棄権は、心の危険。未来へ絆の一票を。

平成24年度市川市明るい選挙啓発標語最優秀作品

7月21日(日)は、参議院議員通常選挙の投票日です。投票時間は午前7時から午後8時までで、投票所は市内77カ所に設けます。開票は、午後9時15分から国府台市民体育館で即日行う予定です。

国政への代表を選ぶ大切な選挙です。私たちの未来は、私たちの1票によっても築かれます。棄権することなく、必ず投票しましょう。

問 0332-8739 選挙管理委員会

### 投票できる方

平成5年7月22日以前に生まれた日本国民で、平成25年4月3日までに市川市に転入の届け出をし、引き続き3カ月以上住民基本台帳に登録されている方。

### ※住所を移した場合

①市外へ転出した方

平成25年3月2日までに転出の届け出をして市外へ転出した方は、市川市では投票できません(転出先の市区町村選挙管理委員会でご確認ください)。

②市内で転居した方

平成25年6月22日までに転居の届け出をした方は、新住所地の投票所で、これ以降に転居の届け出をした方は前住所地の投票所での投票となります。

### 投票所入場整理券は6月末に発送しました

3連の圧着式はがきを開くと、家族4人分までの投票所入場整理券が印刷されています。投票の際には、ご自分の名前が記載されている整理券を切り離してお持ちください。この整理券は、みなさんに投票日

や投票所などをお知らせし、投票所での事務を円滑に行うためのものです。投票用紙との引換券ではありません。紛失した場合や、郵便事情などで届かなかった場合でも、上記の要件が満たされれば投票できますので、当日の投票所または期日前投票所の職員へお申し出ください。

### 選挙公報を7月14日(日)の朝刊に折り込みます

候補者の氏名・略歴・政見などを掲載した選挙公報は、朝日・毎日・読売・産経・東京・日本経済・千葉日報の日刊7紙に折り込み、配布します。

これらの新聞を購読されていない世帯で郵送を希望する場合は、住所・氏名を選挙管理委員会にご連絡ください。また、選挙公報は、次の場所にも備え置きますのでご利用ください。

- 市川市役所 ●行徳支所
- 大柏出張所 ●市川駅行政サービスセンター
- 南行徳市民センター ●各公民館
- 市内各駅の広報スタンド
- 各期日前投票所 など

## 不在者投票制度のご利用を

身体が不自由、病院などに入院中、遠隔地に滞在しているなどの理由で投票所に行けない方は、郵送などによる不在者投票制度を利用できる場合があります。申請方法など詳しくは、お早めに市選挙管理委員会へお問い合わせください。

### 1. 身体が不自由な方の場合

- 身体障害者手帳をお持ちの方
  - ①両下肢、体幹、移動機能の障害が1・2級の方
  - ②心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の障害が1・3級の方
  - ③免疫、肝臓の障害が1～3級の方
- 戦傷病者手帳をお持ちの方
  - ①両下肢、体幹の障害が特別項症～第2項症の方
  - ②心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓の障害が特別項症～第3項症の方
- 介護保険被保険者証をお持ちで要介護5の方

### 2. 病院、施設などに入院または入所中の場合

都道府県選挙管理委員会が指定されている病院または施設でなければなりません。市選挙管理委員会または該当施設などの事務局にご確認ください。

### 3. 遠隔地に滞在している場合

滞在地の市区町村選挙管理委員会または市川市選挙管理委員会にお問い合わせください。

※郵送により投票用紙等の往復を行いますので、申請方法、投票方法など詳しくは、お早めに選挙管理委員会にお問い合わせください。

## 当日、都合の悪い方は期日前投票を

仕事や旅行、買い物などで投票日に投票できない方は、期日前投票が利用できます。裏面のいずれかの期日前投票所に入場整理券を持参してください。

※投票所入場整理券の下段に宣誓書が印刷されているので、期日前投票の際に必要な宣誓書を事前に記載でき、期日前投票の時間を短縮できます。

## 投票所変更のお知らせ

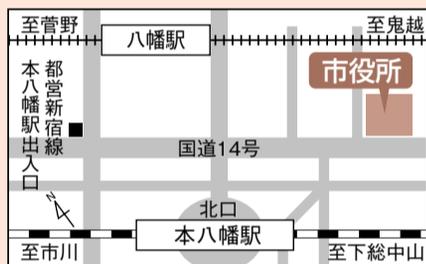
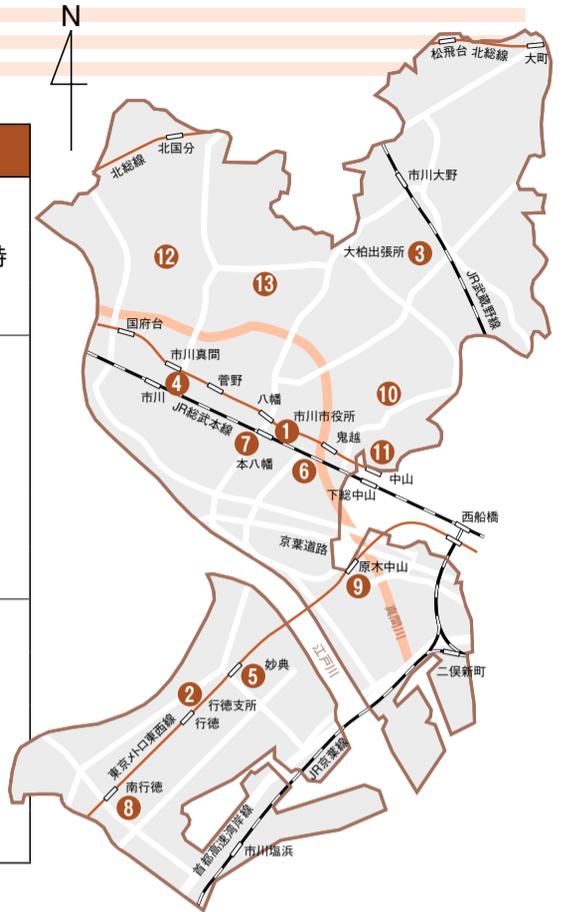
国府台高校  
↓  
第一中学校

(投票所入場整理券の案内図をご確認ください。)

※国府台1丁目～3丁目にお住まいの方は、今回、第一中学校に投票所が変わります。

# 期日前投票所一覧

期日前投票所		住所	期間	時間
①	市川市役所	2階 税カウンター前	7月5日(金)～ 20日(土)	午前8時30分～午後8時
②	行徳支所	2階 多目的ホール		
③	大柏出張所	1階 多目的室		
④	ダイエー市川店	8階 ショッピングセンター奥		
⑤	イオン市川妙典店	2階 3番街	7月13日(土)～ 20日(土)	午前10時～午後8時
⑥	ニッケコルトンプラザ	2階 イーストモール		
⑦	いちかわ情報プラザ	2階 打ち合わせ室A		
⑧	南行徳市民センター	2階 多目的ホール前ロビー		
⑨	信篤公民館	1階 ロビー	7月13日(土)～ 20日(土)	午前10時～午後6時
⑩	東部公民館	1階 談話室		
⑪	中山清華園管理棟	1階 集会室		
⑫	西部公民館	1階 ロビー		
⑬	曾谷公民館	2階 ロビー		



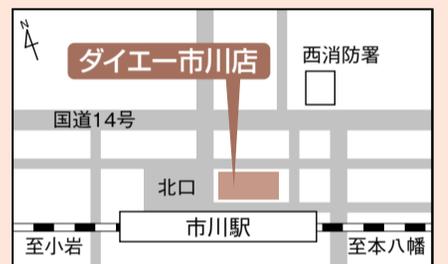
① 市川市役所



② 行徳支所



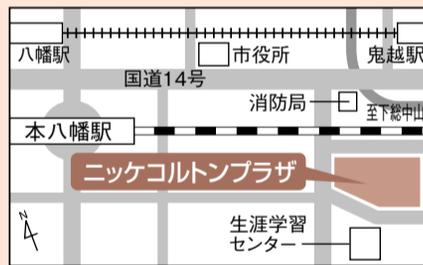
③ 大柏出張所



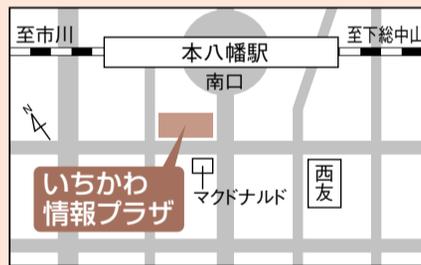
④ ダイエー市川店



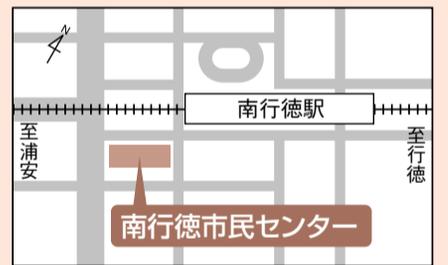
⑤ イオン市川妙典店



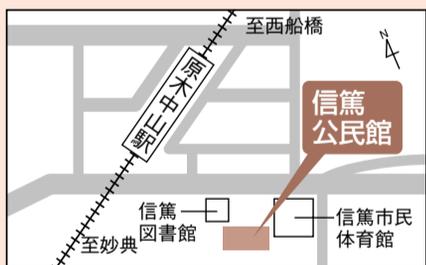
⑥ ニッケコルトンプラザ



⑦ いちかわ情報プラザ



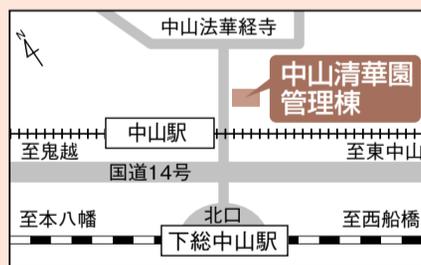
⑧ 南行徳市民センター



⑨ 信篤公民館



⑩ 東部公民館



⑪ 中山清華園管理棟



⑫ 西部公民館



⑬ 曾谷公民館

## インターネットを使った選挙運動が、出来るようになります。

- ① 有権者は、ウェブサイトなど(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブックなどのSNS、動画共有サービス、動画継ぎサイトなど)を利用した選挙運動が可能となりますが、電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。
- ② 候補者・政党などは、ウェブサイトなど及び電子メールを利用した選挙運動が可能となります。

(注) ・選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得または得させるために、直接または間接に有利な行為のことです。  
 ・選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしか行うことができません。  
 ・未成年者などは選挙運動をすることができません。

成年被後見人の選挙権が回復しました。